

澤川

田ばた兵へ所へ

(天正十二年十一月六日の條参照。)

十一月廿五日。前田利家、鹿島郡石動山天平寺に、大吞莊澤野の内百俵の地を寄進す。

二〇六七

【石動山文書】 鹿島郡

於大吞澤野内、百俵寄進畢。全可有領知之狀、仍如件。

天正十九年 十一月廿五日

(前田) 利家 在印

石動山寺中

天正二十年

壬辰 十二月八日 紀元二二五二 改元

文祿元年

正月七日。前田利長、配下の士に、証明の役に從ふ爲九州に出陣を命ず。

【近藤文書】 越中

二〇六八

猶以我等御供可仕、元より斷申上候。北國御番に可有

之由御誂候條無是非候。乍大義急度有用意、可被相廻候。日限之義、能州衆同前に出陣尤候。以上。

態申候。仍此度拙者人數相副、利家出陣儀可申付候由御

誂候條、即惣様書立、利家の懸御目候處、各可有出陣

之旨被仰候。誠可爲造作候。御誂与言、從筑州理与言、

旁以急度有用意、至九州可有出陣事專一候。於先々

兵糧之義者、利家丈夫可被相渡候由に候間可心安候。

多人數不入旨 [] 陣着可被成候。恐々謹言。

(天正二十年) 正月七日

(前田) 利長 在判

近藤掃部助殿

菊池十六郎殿

二月十五日。前田利家、高島定吉に、その錄進したる軍役の定員より少きを難詰す。

【高島文書】

二〇六九

出陣軍之事、四人役と申定候處、三人役ニ書立到來、何としたる儀候や、更に不能分別候。最前上方より以書狀申届候て、加増之役も於可調は則可遣之旨申越候間、尤

別儀あるまじく候由返事ニ候間、定而役より餘分も可有

之と内々心得候。此度天下勤度候一大事之御陣たる皆々

ニはづれ、我を可出覺悟は無之、常々人をも不抱、不嗜

なる分別、我々外聞までうしない候躰、沙汰之限ニ候。其

分ニ候而者無出陣可申候。不苦候條可有其心得候。恐

々謹言。

(天正二十年) 二月十五日

(前田) 利家 在印

高島石見守殿

進之

二月十八日。前田安勝、越前敦賀の米穀を九州に輸する爲加賀・能登の水手を徴す。

【小宮山文書】 越前

二〇七〇

一筆申遣候。仍而敦賀高嶋屋船かこ共之義、從去年高嶋屋やとひ候かこ共、いづれも可罷上候。敦賀之米九州へ被遣候間、早々かこ共此土へ迄可罷上候也。

天正廿年

二月十八日

(前田) 五郎兵衛 安勝 在印

賀州 能州 諸浦中

三月十六日。前田利家、石見の津吏に、肥前名護屋に廻漕する兵糧米の船役を課すること勿ら

しむ。

【寸錦雜編】

二〇七一

已上

九州那古屋に爲兵糧米届候舟共、於其津くわんく船役有間敷之旨得御誂候間、無異儀可被相通候。若何かと有之、役義於被下置者、以増倍可指置候。爲御心得申入候。尚以御用捨頼入候。恐々謹言。

(前田) 筑前守

(天正二十年) 三月十六日

利家 在判

石見代官中

六月十八日。鳳至郡明泉寺觀音堂の建立成る。

【明泉寺棟札】 鳳至郡

二〇七二

奉建立白雉山明泉寺觀音堂一字。寺務阿闍梨權大僧都春